

令和6年能登半島地震による災害に関し、租税特別措置法第86条の5第1項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件

## 国税庁告示第2号

令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）第1条（特定非常災害の指定）の規定により特定非常災害として指定された令和6年能登半島地震による災害に関し、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第86条の5第1項（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）の規定に基づき国税庁長官が令和6年能登半島地震による災害の状況及び令和6年能登半島地震による災害に係る国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条（災害等による期限の延長）の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日は、国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項（災害等による期限の延長）の規定の適用を受けた事業者（同条第3項の規定の適用を受けたものを除く。）については富山県及び石川県における国税に関する申告期限等を延長する件（令和6年国税庁告示第1号）に規定する別途国税庁告示で定める期日（以下「指定期日」という。）とし、同条第3項の規定の適用を受けた事業者については同項の規定に基づき税務署長が指定した日とし、これらの事業者でないものについては指定期日を勘案して別途国税庁告示で定める日とする。

令和6年1月12日

国税庁長官 住澤 整